

亀山市告示第195号

亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年11月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により停滞している市内の経済活動に対して販売促進に取り組む事業者を支援することにより、市の経済の循環を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 亀山エールチケット 前条の目的を達成するために発行されるチケットであつて、当該チケットの引渡しをもって物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。以下同じ。）の提供若しくは貸与又は役務の提供を受けることができるものをいう。
- (2) 特定取引 亀山エールチケットの引渡しをもって物品の提供若しくは貸与又は役務の提供を受ける取引をいう。

(支援金の名称)

第3条 この告示により交付する支援金は、亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金（以下「支援金」という。）という。

(支援金の交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内に店舗（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Ⅰの卸売業、小売業のうち中分類58の各種飲食料品小売業及び酒小売業並びに中分類59の機械器具小売業（自動車小売業及び自転車小売業を除く。）で、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第2条に規定する店舗

面積が千平方メートル以上である店舗を除く。)を有する事業者

(2) 亀山エールチケットを販売し、かつ、特定取引を行う意思を有する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな
い。

(1) 日本標準産業分類に規定する大分類Iの卸売業、小売業のうち中分類60のその
他の小売業のうちドラッグストア、調剤薬局及びホームセンター

(2) 日本標準産業分類に規定する大分類Pの医療、福祉のうち中分類83の医療業
(その他の療術業を除く。)

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う事業者

(4) 政治団体

(5) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う事業者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金の交付対象者として適切でないと認める
者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、20万円とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、令
和3年11月15日から同年12月14日までの間に、亀山市販売促進事業者支援エ
ールチケット事業支援金交付申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。
い。

2 前項の規定による申請の受付は、先着順とし、市の予算の額に達したときをもって、
当該受付を停止する。

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、
支援金の交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは、当該申請者に対し、
支援金を交付する。

2 同時に複数の申請があった場合で、当該申請の全てに対して交付を決定すると市の
予算を超えることが見込まれるときは、市で抽選を行い、順位をつけた上で当該順位
の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付の決定を行うものとする。

3 支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）は、この告示の定めるところにより、亀山エールチケットを販売し、かつ、特定取引を行わなければならない。

（支援金の交付）

第8条 支援金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難いと認める場合は、この限りでない。

（亀山エールチケットの販売）

第9条 特定事業者は、亀山エールチケットの購入を希望する者に対し、亀山エールチケットを販売しなければならない。

2 亀山エールチケットを販売する期間は、令和3年12月15日から令和4年3月15日までの間とする。

3 1の亀山エールチケットの券面記載の金額は、500円とする。

4 亀山エールチケットは、12の亀山エールチケットをもって1冊とし、1冊につき5,000円で販売する。

5 1の特定事業者が販売する亀山エールチケットは、200冊とする。

（亀山エールチケットの使用）

第10条 亀山エールチケット（特定事業者から購入した亀山エールチケットをいう。以下この条において同じ。）を使用することができる期間は、令和3年12月15日から令和4年3月31日までの間とする。

2 亀山エールチケットは、当該亀山エールチケットを販売した特定事業者との特定取引においてのみ使用することができる。

3 特定取引において、提供若しくは貸与を受ける物品又は提供を受ける役務の対価として引き渡した亀山エールチケットの券面記載の金額の合計額がこれらの対価を上回るときは、当該券面記載の金額の合計額にかかわらず、これらの対価と等しい金額の亀山エールチケットの引渡しがあったものとみなす。

4 亀山エールチケットは、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 亀山エールチケットは、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

（1）不動産又は金融商品

（2）たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(特定事業者の責務)

第11条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 正当な理由なく亀山エールチケットの販売を拒んではならない。

(2) 正当な理由なく特定取引を拒んではならない。

(3) 亀山エールチケットの交換を行ってはならない。

(4) 第9条の規定による販売以外の方法により亀山エールチケットの譲渡を行ってはならない。

(5) その他市長が特に定める事項を遵守しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が支援金を交付する事業者として適当でないと認めたとき。

(支援金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した支援金の全額又は一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市長 様

亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金交付申請書

亀山市販売促進事業者支援エールチケット事業支援金交付要綱第6条第1項の規定により、支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ	
氏 名	※法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。
住 所	〒 ※法人の場合は、主たる事務所の所在地を記入してください。
電話番号	

2 販売促進を行う店舗等

名 称			
所 在 地	〒 ー 亀山市		
電 話 番 号		F A X	
代 表 者 名		担 当 者 名	
業 種			
主な取引品目			

※店舗等の名称、所在地及び電話番号は、公表の対象となります。

3 支援金の振込口座

ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名	
	種別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
口座名義（フリガナ）		
口座名義		

4 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 振込先口座（法人にあつては法人名義又は法人の代表者名義の口座、個人事業者にあつては申請者本人名義の口座に限る。）の通帳の写し
- (3) 市内で販売促進を行う店舗等の所在地が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類